第八章　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

（接種の方法）

第十九条　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の初回接種は、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月から二月半までの間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、一回目の注射から五月から十二月までの間隔をおいて一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

2　前項の規定に基づき同項に規定する間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の下欄に掲げる者であって当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

附則第二条中「予防接種法施行令」を「令」に改める。

附則第四条中「であつて予防接種法施行令」を「であって令」に改め、「定期の」を削り、「第十五条」を「第十四条」に改める。

附則第五条第一項中「平成七年六月一日」を「平成七年四月二日」に、「であつて」を「であって」に、「第十五条及び第十六条」を「第十四条及び第十五条」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第十五条及び第十六条」を「第十四条及び第十五条」に改め、同条第二項中「であつて」を「であって」に、「第十五条及び第十六条」を「第十四条及び第十五条」に改め、同条第六項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「かかつていること」を「かかっていること等のやむを得ない事情」に改め、「第六条の規定に基づき」を削り、「適当でないとされた」を「できなかった」に、「予防接種法施行令」を「令」に、「同令」を「令」に、「定期の予防接種の対象者に規定する者であつて」を「下欄に掲げる者であって」に改める。

附則第六条第一項中「第九条第一項から第五項まで」を「第九条第一項から第七項まで」に、「できなかつた」を「できなかった」に、「予防接種法施行令」を「令」に改め、「定期の」を削り、「であつて」を「であって」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「できなかつた」を「できなかった」に、「予防接種法施行令」を「令」に改め、「定期の」を削り、「同令」を「令」に、「であつて」を「であって」に改める。

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二号中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第二号及び第二十七条の十二第二号中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第六条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第一号及び第九十八条第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第七条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第一号及び第九十八条第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第八条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二号中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号及び第六十一条第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（Ｈｉｂ感染症の予防接種に係る特例）

第三条　平成二十二年十一月二十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に、市町村長が行った注射であって、この省令による改正後の予防接種実施規則（以下「新規則」という。）第十七条第一項に規定するＨｉｂ感染症の注射に相当するものについては、当該注射を同項に規定するＨｉｂ感染症の注射と、当該注射を受けた者については、同項の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

（小児の肺炎球菌感染症の予防接種に係る特例）

第四条　平成二十二年十一月二十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に、市町村長が行った注射であって、新規則第十八条第一項に規定する肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の注射に相当するものについては、当該注射を同項に規定する肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の注射と、当該注射を受けた者については、同項の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に係る特例）

第五条　平成二十二年十一月二十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に、市町村長が行った注射であって、新規則第十九条第一項に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射に相当するものについては、当該注射を同項に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射と、当該注射を受けた者については、同項の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

○厚生労働省令第五十一号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号一ページ中「子の氏名（よりがな）」を「子の氏名」に改める。

様式第三号三十一ページ、三十五ページ及び四十一ページ中「ジフテリア」を「Hib　小児肺炎球菌ジフテリア」に改める。